

(別紙 2-2 : 治験責任医師用)

(西暦表記) 年××月××日

## 実務担当者 任命書

社会福祉法人恩賜財団済生会 水戸済生会総合病院  
(治験責任医師氏名)

社会福祉法人恩賜財団済生会 水戸済生会総合病院 治験手続きの電磁化における標準業務手順書 補遺 (別紙 1 : 区分 : 治験責任医師 (自ら治験を実施する者) が受領又は作成する文書) の実務担当者に次の者を任命する。

治験課題名 :

(治験実施計画書番号 : )

治験依頼者 :

氏名	所属

なお、任命された者は、当該手順書に従い業務を遂行すること。

また、本任命書は、当該治験が終了 (又は中止) するまで又は本任命書を更新するまでのいずれか早い時期まで有効とする。

以上

【社会福祉法人恩賜財団済生会 水戸済生会総合病院  
治験手続きの電磁化における標準業務手順書 補遺 西暦 2020 年 2 月 25 日施行】